

## 2016 年度点検・評価報告シート

### I 評価項目・担当部局

対象部局	統括：大学自己点検・評価委員会	担当：総合企画室、学務部、総務部、監査室
評価基準 10	内部質保証 【自己評定 B】	
点検・評価項目(1)	10-1 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。	
評価の視点	自己点検・評価の実施と結果の公表【総合企画室】	
	情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応【総務部】	
点検・評価項目(2)	10-2 内部質保証に関するシステムを整備しているか。	
評価の視点	内部質保証の方針と手続きの明確化【総合企画室】	
	内部質保証を掌る組織の整備【総合企画室】【監査室】	
	自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立【総合企画室】	
点検・評価項目(3)	10-3 内部質保証システムを適切に機能させているか。	
評価の視点	組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実【総合企画室】	
	教育研究活動のデータ・ベース化の推進【学務部】	
	学外者の意見の反映【総合企画室】	
	文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応【総合企画室】	
点検・評価項目(4)	10-4 内部質保証システムの適切性について定期的に検証を行っているか	
評価の視点	責任主体・組織、権限、手続きの明確化と、検証プロセスの適切性【総合企画室】	

### II 点検・評価

#### 【点検・評価項目ごとの現状説明】

10-1	<p><b>(1) 自己点検・評価の実施と結果の公表</b></p> <p>本学の自己点検・評価活動はすでに 20 年余の歴史を有している。すなわち、1994 年度に制定された「大東文化大学自己点検及び評価規程」と同施行細則に基づいて、活動を開始し、1997 年度に最初の報告書『大東文化大学の現状と課題』を公表したのが嚆矢である。2 冊目の報告書『大東文化大学の分析と評価』（1998 年度）の公表を経て、1999 年度には新しい規程を制定し、組織的かつ継続的に自己点検・評価を行う体制を整えた。</p> <p>その後、2001 年度に受審した大学基準協会の相互評価結果を受けて、2002 年度より毎年度、「自己点検・評価基本事項検討委員会」を責任主体として点検・評価活動を行い、ホームページ等でその結果を公表してきた。</p> <p>さらに、2013 年 10 月には、「学校法人大東文化学園自己点検・評価規程」を新たに制定し、2014 年度より、「大東文化学園自己点検・評価推進委員会」を責任主体として自己点検・評価を実施することとした（A10-1）。新体制の柱は、大学だけがやってきた自己点検・評価活動に、学校法人大東文化学園（法人経営）と設置校である大東文化大学第一高等学校を加え、いわばオール大東で諸活動の自己点検・評価を行うこと、自己点検・評価の信頼性と客観性を担保するために、本学独自の外部評価委員会による評価を導入したことである。</p> <p>新体制による自己点検・評価では、第 1 章「理念・目的」から第 10 章「内部質保証」まで、大学基準を構成する 10 の基準を「自己点検・評価シート」に設定し、大学全体として、また学部・研究科、附置研究所、センターごとに点検・評価を行っている。</p> <p>自己点検・評価の結果は、上記規程の第 16 条において、「ホームページや刊行物を通じて外部に積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない」と定められている。この規程に基づき、「大東文化学園自己点検・評価報告書」（自己点検・評価シート）および「大学基礎データ」を、外部評価委員会報告書とともに、ホームページで公表している（A10-2）。</p> <p>2016 年度認証評価を受審するため、2015 年度は「点検・評価報告シート」を作成せず、2015 年度の「点検・評価報告書」「大学基礎データ」「大学データ集」「根拠資料」を作成し、大学基準協会へ提出している。</p> <p><b>(2) 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応</b></p> <p>情報公開については、学校教育法施行規則で求められる教育研究活動等の情報のほか、財務情報等を学園の刊行物、ホームページなどで公表している（A10-3）。基本となる刊行物は、毎年度総合企画室総合企画課が発行している『学園の現況』で、以下の情報が掲載されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学生（学生数、入学状況、卒業後の進路状況、厚生・生活環境）、</li> <li>2. 教職員（教職員数、年齢別構成、在職年数別構成、役員・委員会等）、</li> <li>3. 学事（教育活動状況、研究活動状況、地域・社会・国際的な交流、図書館の状況）、</li> <li>4. 施設（土地・建物の面積、機器備品の配備状況等）、</li> <li>5. 財務（資金収支計算書、消費収支計算書、消費収支計算書関係比率、貸借対照表の推移、貸借対照表関係比率、資金収支予算書、消費収支予算書、学費）、</li> <li>6. 庶務（新たに制定された諸規定等、学園の SD 活動等）、</li> <li>7. 付録。</li> </ol>
------	---

	<p>これらの情報は毎年度更新し、ホームページで公開している (A10-2、A10-3、A10-4、A10-5)。 また、学部教授会、研究科委員会、法務研究科教授会、大学評議会、大学院評議会の議事録の概要も、ホームページで公開している (A10-3)。</p> <p>2014 年度に「学校法人大東文化学園情報公開規程」を制定し、公開する情報の種類、情報開示請求の手続き等を定め、大東文化学園総務課を窓口として適正かつ迅速な情報公開に努めている。この規程に基づいた情報開示請求書等の書式は、ホームページから入手できるようになっている(A10-3、A10-6)。2015 年度の情報開示請求件数は、0 件だった。</p>
10-2	<p><b>(1) 内部質保証の方針と手続きの明確化</b></p> <p>本学は 2013 年度に、「大東文化大学基準別基本方針」の一つとして、「内部質保証に関する方針」を定めて手続き等を明確化し、ホームページ等で公表して学内外への周知を図っている (A10-7)。その内容は、以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>内部質保証に関する方針</b></p> <p><b>〈基本方針〉</b></p> <p>本学は、その理念の実現と教育目的の達成のために、教育研究上の組織と個人の諸活動およびそれを支援する組織・業務について、不断の自己点検・評価を実施することで教育研究水準の向上を図り、もって大学に課せられた社会的責務を果たす。</p> <p>この活動は、大学が教育研究機関として行う自己点検・評価と、教員個々人の教育研究活動の自己点検・評価の二つから成る。組織としての点検・評価と個人としての点検・評価、この二つがともに機能することで内部質保証は可能となる。</p> <p><b>1. 自己点検・評価の体制</b></p> <p>教育研究機関としての大学が行う自己点検・評価は、「学校法人大東文化学園自己点検・評価規程」(2014 年 4 月 1 日施行)に基づいて、学校法人大東文化学園自己点検・評価推進委員会の下に設置される大東文化大学自己点検・評価委員会が担う。大学自己点検・評価委員会は、大学全体の内部質保証に責任を負い、下記に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 大学の自己点検・評価に関する基本方針の策定および点検・評価項目の設定に関する事項</p> <p>(2) 自己点検・評価報告書の作成に関する事項</p> <p>(3) 評価結果に基づく改善状況の検証に関する事項</p> <p>(4) 点検・評価結果の報告および公表に関する事項</p> <p>(5) 認証評価に関する事項</p> <p>(6) 外部評価委員会に関する事項</p> <p>(7) その他、大学自己点検・評価委員会が必要と認めた事項</p> <p>大学自己点検・評価委員会の下に学部、大学院研究科・大学院法務研究科、図書館、国際交流センター、学生支援センター、キャリアセンター、附置研究所等の部局別点検組織を置き、それぞれ課題の設定、改善の実施、点検作業を行う。大学自己点検・評価委員会が作成する自己点検・評価の報告書等を精査し、助言・勧告等を行うため、評価専門委員会を置き、ピアレビューを実施する。</p> <p>教員個人の教育研究活動の自己点検・評価は、「大東文化大学ファカルティ・ディベロップメント委員会 (FD 委員会)」規程に基づいて、学生による授業評価、FD 活動等がその柱となる。</p> <p><b>2. 自己点検・評価のサイクル</b></p> <p>大学全体とすべての部局が自主的・自律的な改善を図るために、毎年度自己点検・評価を行う。この自己点検・評価においては、中期および年度ごとの目標を設定し、達成度の検証を通じて PDCA サイクルの円滑かつ持続的な推進を図る。教員個人の自己点検・評価は、FD 委員会が毎年度実施する学生による授業評価等の活動が中心となる。</p> <p><b>3. 外部評価</b></p> <p>自己点検・評価の信頼性と妥当性を担保するため、認証評価機関による評価とは別に、大東文化学園自己点検・評価推進委員会の下に外部評価委員会を設置する。外部評価委員会は、学外委員と学内委員から構成され、本学の教育研究活動を評価・検証し、必要な提言を行う。</p> <p><b>4. 改善の義務</b></p> <p>組織および個人としての自己点検・評価活動には本学の全教職員が参加し、みずから日常的に教育・研究活動およびその支援業務並びに学園全体の管理運営業務を不断に点検・評価する。自己点検・評価の結果は全教職員が真摯に受け止め、み</p> </div>

ずからの活動・業務の改善に努めなければならない。

## 5. 情報公開

自己点検・評価の結果は、外部評価委員会と併せて、大東文化学園理事会に報告するとともに、ホームページや刊行物を通じて外部に積極的に公開し、社会に対する説明責任を果たす。

### (2) 内部質保証を掌る組織の整備

本学の自己点検・評価は、2013年10月に制定された「学校法人大東文化学園自己点検・評価規程」に基づいて行われる(A10-1)。自己点検・評価活動の組織には、以下のものがある。

#### <大東文化学園自己点検・評価推進委員会>

大学、法人経営、第一高等学校の自己点検・評価活動を統括する。構成メンバーは、学長、高等学校長、常務理事(学務局長、事務局長)、副学長、学部長、大学院研究科委員長、大学院法務研究科長、大学図書館長、学園情報センター所長、高等学校教頭その他で、学園理事長の指名により学長が委員長を、高等学校長と常務理事(事務局長)が副委員長を務める。自己点検・評価に関する基本方針の策定および学園全体の調整、自己点検・評価報告書の検討と理事会への報告に関する事項、評価結果に基づく改善状況の検証、点検・評価結果の報告および公表に関する事項などがその任務である。

#### <大学自己点検・評価委員会><法人経営自己点検・評価委員会>

大学の自己点検を掌る組織であるが、親委員会である大東文化学園自己点検・評価推進委員会と構成員の大半が重なることから、2014年度は推進委員会を責任主体として自己点検・評価を行ってきた。推進委員会→大東文化大学自己点検・評価委員会→学部・研究科等の自己点検組織という3層構造ではなく、推進委員会→学部・研究科等という2層構造にして、より迅速な意思決定と政策遂行を図るためである。2015年度からは、自己点検・評価推進委員会と大学自己点検・評価委員会の合同開催というかたちをとっているが、一方で、法人経営自己点検・評価委員会は一度も開催されていない。

#### <企画委員会>

大学、高等学校および法人の教職員6名(2016年度)をもって構成され、自己点検・評価に関する企画・立案・調査・調整等の実務を行う。副学長が委員長を務める企画委員会は、自己点検・評価活動のエンジン役を担っている。

#### <評価専門委員会>

大学、高等学校および法人の教職員12名(2016年度)から構成され、自己点検・評価の報告書(自己点検・評価シート)を精査し、助言・勧告等を行う。評価専門委員会報告書はホームページで公開されている(A10-2)。

#### <外部評価委員会>

学外の有識者7名と学内教員3名(大学2名、第一高校1名)の10名の委員から構成される(2016年度)。自己点検・評価シートおよび評価専門委員会報告書を精査し、本学の教育研究活動について必要な提言を行う。外部評価委員会報告書は、学園理事会での報告・承認の後、ホームページで公開されている(A10-2)。

#### <総合企画室総合企画課>

自己点検・評価活動等、学園と大学をまたぐ諸課題に対応し全学的な意思決定を支援するために設置された。6名のスタッフを置き(2016年5月1日現在)、上記の諸委員会の運営および評価結果を改善に結びつける取り組みをサポートしている。

#### <監査室>

その他、内部質保証を掌る組織として、大東文化学園監査室がある(B10-1)。監査室は毎年度、内部監査規程に基づき、教職員を監査員として、学部・大学院研究科・事務部署等の業務全般について定期的な内部監査を実施し、その結果を「内部監査結果報告書」にまとめ学園理事会に報告している。

### (3) 自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムの確立

大学の全部局および法人の関連部局(総務部、財務部、管理部管理課など)を対象とする自己点検・評価は、毎年度実施している。2014年度からは、大学基準を構成する10の基準について、本学独自の点検・評価項目(例えば、基準4-2「教育課程・教育内容」に「国際化に対応した教育を行っているか」、基準6「学生支援」に「学生の課外活動への支援は適切に行われているか」、基準7「教育研究等環境」に「スクールバスの運行」など)を加え、「点検・評価項目ごとの現状説明」「効果が上がっている事項」「改善すべき事項」「根拠資料」「達成目標」からなる報告書(自己点検・評価シート)を作成している(A10-2)。

達成目標は、単年度目標と5年間の中期目標(2014~2018年度)に分かれ、各目標に「指標」(どのような状況になれば目標が達成されたと言えるのか)を設けている。単年度目標については、年度末に「S:完全に達成」「A:概ね達成」「B:やや不十分」「C:不十分」で自己評価を行い、「S」評価以外の項目は次年度以降の改善が求められる。

学内の教職員から構成される評価専門委員会は、報告書(自己点検・評価シート)を精査して「所見」を付し、評価を行う。各部局は、所見に対する「対応」を回答し、残された課題がある場合は「次年度への課題」として明記する。

自己点検・評価の信頼性と客観性を高めるために2014年度に設置された外部評価委員会は、報告書(自己点検・評価シート)および評価専門委員会報告書を精査し、「特筆すべき事項」「改善すべき事項」を挙げて大学に改革・改善を促すことにな

	<p>っている。</p> <p>自己点検・評価の結果は、諸組織および構成員の義務として真摯に受け止め、自らの活動・業務の改善に努めなければならないこと、理事長・学長は、改善が必要であると認められる事項について、速やかに有効かつ具体的な措置を講じなければならないこと、理事会は、改善が必要であると認めた事項については速やかに有効かつ具体的な措置を講じなければならないことが、学校法人大東文化学園自己点検・評価規程で定められている（A10-1）。</p> <p>また、2016年度は自己点検・評価に必要なデータ類の収集・管理について、関連する他の調査と重複するデータを整理し、収集方法を整理した。</p> <p>以上のように、自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムは整備されている。今後は、自己点検・評価活動の意義と評価結果について、大学構成員がさらに理解を共有し、確実に改善に結びつけていく必要がある。</p> <p><b>（４）構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底</b></p> <p>公益通報制度をはじめコンプライアンス関連規則を再整備し、全学的な体系化を図った。「学校法人大東文化学園ハラスメント対応基本規則」（2000年2月制定）、「学校法人大東文化学園個人情報の保護に関する規程」（2005年3月制定）等、コンプライアンスに関する個々の規程の位置づけを明確化し、学内コンプライアンス制度の全体像を示すとともに、新たにコンプライアンス推進委員会を設置し、学内コンプライアンス推進にかかる施策立案やコンプライアンス全般のチェック機能を持たせた。継続性を持った定期的なコンプライアンス研修も制度の一環として取り入れている（B10-2、B10-3）。</p>
10-3	<p><b>（１）組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実</b></p> <p>大学の諸活動に関する組織レベルの点検・評価は、毎年度の自己点検・評価活動により実施している（A10-2）。教員の個人レベルでの点検・評価活動は、FD活動や学生による授業評価を通じた改善の努力が中心である（B10-7）。事務職員については、年に1回、業務遂行等にかかわる自己評価、上職者による面談等を通じた点検・評価が行われている（B10-4）。</p> <p><b>（２）教育研究活動のデータ・ベース化の推進</b></p> <p>教育研究活動は、2011年度より、全専任教員を対象に「教育・研究業績システム」を導入し、随時データの更新を行いホームページで公開することを義務づけている（A10-8）。</p> <p><b>（３）学外者の意見の反映</b></p> <p>自己点検・評価活動について、2014年度より外部評価委員会を設置し、学外の有識者7名に委員を委嘱している（A10-1、B10-5）。学内委員3名を加えた外部評価委員会は、自己点検・評価活動を点検して改善すべき課題などを盛り込んだ報告書を作成し、学園理事会に提出して改善を求める（A10-2）。また、本学における学術研究の信頼性と公正性を確保するために、「大東文化大学研究倫理委員会」にも学外委員を委嘱し、その意見を反映させている（B10-6）。</p> <p>尚、2016年度認証評価を受審するため、2015年度は外部評価委員会による外部評価は実施していない。</p> <p><b>（４）文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応</b></p> <p>本学が前回2010年度に受けた大学評価（認証評価）では、17項目の問題点に助言が付され改善を求められた。これについては全項目で改善を図り、2014年7月末までに改善報告書を提出した。この報告書に対し、2015年4月に大学基準協会の検討結果を受理し、「助言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる」として、以後の改善経過について再度報告を求める事項は「なし」とされた（A10-9）。</p> <p>また、受審時に完成年度を迎えていなかった大学院スポーツ・健康科学研究科は、同時期に完成報告書を提出したが、これについても検討結果で「目標はおおむね達成されていると判断できる」との評価を得た（A10-9）。</p> <p>「助言」については、企画委員会で、大学全体と各部局における2016年度までの改善状況を取り纏める。</p> <p>専門職大学院の法務研究科は、2012年度に公益財団法人日弁連法務研究財団による認証評価を受け、「適合」の評価を得た（A10-10）。財団の評価報告書で指摘された問題点については着実に改善の取り組みを行っている。</p> <p>なお、学部・学科、大学院等の設置に関する文部科学省からの指摘事項については、着実に改善を行ってきた。2011年度に設置した大学院外国語学専攻中国言語文化専攻博士後期課程については、文部科学省に2011年、2012年、2013年に「設置計画履行状況報告書」を提出し、「設置届出書」とともに大学ホームページに公開している（A10-3）。</p>
10-4	<p>2014年度からスタートした新しい自己点検・評価体制において、大東文化学園自己点検・評価推進委員会、評価専門委員会、外部評価委員会等などを通じて責任主体・組織、権限、手続きの一層の明確化を図り、適切な検証プロセスを構築している。</p>

**【効果が上がっている事項】**

10-1	
10-	

2	
10-3	大学、法人経営、第一高等学校を包括したオール大東で自己点検・評価を実施し、その適切性を確保するために外部評価委員会を設置するなど、内部質保証システムを整備している（A10-1、A10-2）。2014年度に実施した外部評価の結果は、改善に繋げるよう大学全体にフィードバックしている。
10-4	

**【改善すべき事項】**

10-1	・情報公開について、規程の制定などは進んだが、ホームページでのアクセス方法がやや煩雑であるため、スムーズな情報アクセスができるよう改善する必要がある（A10-3）。
10-2	・大学全体の自己点検・評価結果が必ずしも大学運営に関する中長期計画に活かされていないので、新しい自己点検・評価制度において、評価結果を中長期的な大学運営に反映させる必要がある。 ・内部質保証に関する客観的データの整備を進め、データ提供の合理化と迅速化を図る必要がある。
10-3	外部評価委員会の評価項目および評価結果の明示方法について、見直す必要がある。
10-4	

**本項目の根拠資料（データ類、裏付けとなる資料）**

A10-1	学校法人大東文化学園自己点検・評価規程 <既出>A4-1-17
A10-2	大東文化大学ホームページ（自己点検・評価活動） <a href="http://www.daito.ac.jp/information/examine/inspection/index.html">http://www.daito.ac.jp/information/examine/inspection/index.html</a>
A10-3	大学ホームページ（情報公開） <a href="http://www.daito.ac.jp/information/open/index.html">http://www.daito.ac.jp/information/open/index.html</a> <既出>B1-6
A10-4	大学ホームページ（学部・大学院） <a href="http://www.daito.ac.jp/education/index.html">http://www.daito.ac.jp/education/index.html</a>
A10-5	大学ホームページ（国際交流） <a href="http://www.daito.ac.jp/international_exchange/index.html">http://www.daito.ac.jp/international_exchange/index.html</a>
A10-6	学校法人大東文化学園情報公開規程
A10-7	大東文化大学の基準別基本方針 <a href="http://www.daito.ac.jp/information/about/basicpolicy.html">http://www.daito.ac.jp/information/about/basicpolicy.html</a>
A10-8	大学ホームページ 教員情報 <a href="http://gyouseki.jm.daito.ac.jp/dbuhp/KgApp">http://gyouseki.jm.daito.ac.jp/dbuhp/KgApp</a> <既出>B3-13
A10-9	大学ホームページ（自己点検・評価/FD活動 認証評価） <a href="http://www.daito.ac.jp/information/examine/accreditation.html">http://www.daito.ac.jp/information/examine/accreditation.html</a>
A10-10	法科大学院概要 情報公開 <a href="http://www.daito.ac.jp/lawschool/profile/open.html">http://www.daito.ac.jp/lawschool/profile/open.html</a>
B10-1	学校法人大東文化学園事務組織並分掌規則 <既出>B9-1-9
B10-2	「学校法人大東文化学園ハラスメント対応基本規則」「セクシュアル・ハラスメントに関する指針（ガイドライン）」「学校法人大東文化学園アカデミック・ハラスメント防止に関する指針」「学校法人大東文化学園ハラスメント防止委員会規程」「学校法人大東文化学園ハラスメント問題調整等委員会規程」 <既出>B6-19
B10-3	学校法人大東文化学園個人情報の保護に関する規程、学校法人大東文化学園コンプライアンス推進規定、学校法人大東文化学園コンプライアンス推進規定施行細則、学校法人大東文化学園コンプライアンス推進会議規則
B10-4	事務職員資格制度
B10-5	2014年度外部評価委員会名簿
B10-6	大東文化大学研究倫理委員会規程 <既出>B7-19
B10-7	授業評価結果に対する教員コメント抜粋 <既出>B4-4-21
B10-8	平成28年度事業計画兼業務確認シート(案)（総合企画室総合企画課） <既出>B9-1-17
B10-9	平成28年度事業計画兼業務確認シート(案)（入試広報部）
B10-10	大学データ集 <既出>B1-22
<b>【追加資料】</b>	
2015年度大東文化大学点検・評価報告書（2016年度認証評価申請用）	

**Ⅲ【達成目標】** 目標の進捗状況は、「S：完全に達成」「A：概ね達成」「B：やや不十分」「C：不十分」で、評価する。

達成目標		目標達成の指標となるもの	評価					
			2014	2015	2016	2017	2018	
中期目標 (2014～ 2018)	10-1,10-2,10-3・毎年度自己点検・評価を実施し、PDCAサイクルに基づいた内部質保証を実質化する。	・評価専門委員会、外部評価委員会の評価結果。2016年度認証評価結果。	→			B		
	10-2・データ類の合理的な管理・運	・データ管理のための制度が整備されて	→			B		

	用を進めデータ提供の迅速化を図る。	いる。データ（大学基礎データ、大学データ、指標データ等）の蓄積数が増加している。				
	10-3 ・外部研修、学内講習、面談、情報発信等を通じ、内部質保証に関する理解を深める。	・大学基準協会等の外部研修会、学内講習会、実務説明会への参加数、面談の実施回数が適切である。	→		B	
	10-1 ・適切な情報公開の内容と方法を整える	・情報公開の内容・方法が適切で、社会的説明責任が果たされている。			A	
14 年度 目標	10-2,10-3 ・評価専門委員会、外部評価委員会の実施要領を作成し、適切な評価体制を構築する。	・評価専門委員会、外部評価委員会の実施要領が作成され 2014 年度の運営が適切に行われている。	→	C		
	10-2,10-3 ・新体制による自己点検・評価を着実に実行し、実施方法の検証を行いながら、内部質保証のPDCA サイクルを推進する。	・実施計画が適切に履行されている。「点検・評価報告シート」が適切に提出され、記述内容の整合性が保たれている。評価専門委員会、外部評価委員会の評価結果。	→	A		
	10-1 ・情報公開規程を制定する。	・2014 年度中に情報公開規程が制定され、2015 年 5 月より施行される。	→	S		
	10-2 ・データ（大学基礎データ、大学データ、指標データ等）の作成・収集・管理のための体制構築に着手する。	・体制構築のための作業が進捗している。		B		
15 年度 目標	10-1 ・各部局の改善に向けた取り組みの進捗状況を把握する。	・認証評価申請報告書の作成により、点検・評価を実施する。		S		
	10-1・HP の情報公開へのアクセス方法を改善する。	・HP アクセス方法の具体案を作成する。		C		
	10-2 ・大学運営の中期計画と自己点検・評価活動を繋げるシステムを構築する。	・大学運営の中期計画に自己点検・評価活動を反映するための、システム(案)が作成されている。		C		
	10-2 ・データ（大学基礎データ、大学データ）作成のための収集・管理の改善を図る。	・他の調査等（学園の現況、法人基本調査、学校基本調査）との、連携・調整を図り、データ類を作成する。		A		
	10-2,10-3 ・自己点検・評価を着実に実行し、実施方法の検証を行いながら、内部質保証のPDCA サイクルを推進する。	・2016 年度認証評価申請用の報告書作成を通じて、自己点検・評価の結果を検証する。		S		
16 年度 目標	10-1・HP の情報公開へのアクセス方法を改善する。	・アクセス方法の具体案を作成し、HP の情報が整理されている。		B		
	10-2 ・大学運営の中期計画と自己点検・評価活動を繋げるシステムを構築する。	・大学運営の中期計画に自己点検・評価活動を反映するための、システム(案)が作成されている。		C		
	10-2 ・データ（大学基礎データ、大学データ）作成のための収集・管理のさらなる改善を図る。	・データ類作成作業の効率化、および提供の迅速化が図られている。		A		
	10-2,10-3 ・評価専門委員会の実施要領の見直しを行う。	・新しい実施要領に基づいた適切な評価が行われる。		A		
	10-2,10-3 ・新体制による自己点検・評価を着実に実行し、実施方法の検証を行いながら、内部質保証のPDCA サイクルを推進する。	・実施計画が適切に履行されている。「点検・評価報告シート」が適切に提出され、記述内容の整合性が保たれている。評価専門委員会、外部評価委員会の評価結果。		A		
	10-3 ・外部評価の評価項目と評価結	・外部評価報告書が作成されフィードバ		S		

	果の明示方法の見直し	ックが確実に行われている。
--	------------	---------------

